

# 猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業 環境影響評価準備書のあらまし

## はじめに

猪名川上流広域ごみ処理施設組合が計画している「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業」(以下、本事業という)の実施が環境に及ぼす影響について明らかにするため、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響評価の実施手続に関する条例」に基づき環境影響評価準備書(以下、準備書という)を作成しました。その概要について以下のとおりまとめました。

## 事業のあらまし

### 1 事業の目的

兵庫県川西市、同川辺郡猪名川町、大阪府豊能郡豊能町及び能勢町の1市3町は、環境を共有する地域として、共同で新たなごみ処理施設を建設することにしました。本事業は、焼却施設及びリサイクルプラザを建設し稼働させることにより、ごみ処理施設から排出される有害物質等による環境負荷を現状より低減させるとともに、一般廃棄物の安定的かつ適正な処理及びリサイクルを行い、循環型社会の構築に寄与することを目的として実施するものです。

### 2 事業の概要

#### 2.1 環境影響評価実施者の名称

猪名川上流広域ごみ処理施設組合；管理者 柴生 進

#### 2.2 事業の名称、規模及び位置

表 2-1 事業の名称、規模及び位置

名称	猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業	
規模	造成区域	約 9.1ヘクタール
	事業区域	約 33.8ヘクタール
施設	焼却施設	全連続ストーク式焼却炉 235t/日(117.5t/日×2基、灰溶融炉付)
	リサイクルプラザ	84t/5h(別途50.2t/日のストックヤード)
位置	兵庫県川西市国崎字小路(図2-1参照)	

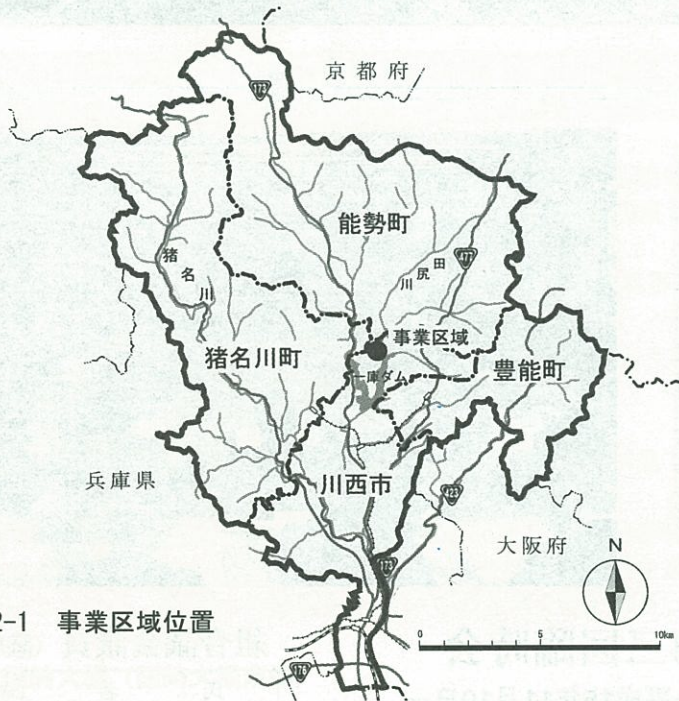


図 2-1 事業区域位置

#### 2.3 事業計画の内容等

##### 2.3.1 受入れ対象廃棄物

本施設で受入れる廃棄物の種類は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 受入れ廃棄物

分類	種類	種類
可燃ごみ 資源ごみ	可燃ごみ	紙布類(資源紙・布類を除く。)、草木類、厨芥
	プラスチック類	容器に♻️マークが付いているもの。フタ、ラベルが除かれているもの。
		容器に♻️マークが付いているもの及び食品トレイ。
	プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック類及びペットボトルを除くプラスチック素材のもの。
	容器包装以外のプラスチック類	新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌・書籍、紙バック、紙製容器包装・雑紙、布。
紙・布類	食品類及び経口薬品類に使用されていた容器ビン	
ビン類	スチール及びアルミ製の食品類に使用されていた空き缶。(食品類以外のカン類は不燃粗ごみ)	
カン類	蛍光灯、乾電池及び水銀含有物類。	
有害ごみ	家具、家電製品で概ね40cm四方の立方体以上のもの、及び折り畳みができないもので長さ80cmを超えるもの。(家電リサイクル法対象物は除く。)	
粗大・不燃ごみ	大型ごみ	他の分別区分のいずれにも入らないもの。(食品類以外のカン類は不燃粗ごみ)
	不燃粗ごみ(可燃と不燃の複合物を含む)	

#### 2.3.2 処理フロー

廃棄物の種類毎に想定される処理フローを図 2-2 に、焼却施設の処理フローを図 2-3 に示します。

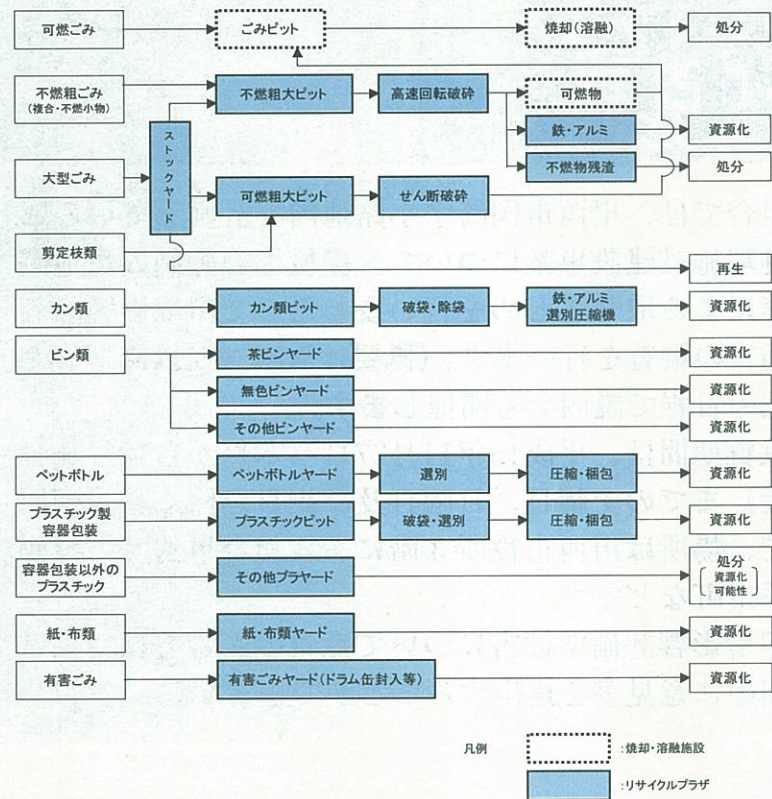


図 2-2 廃棄物処理フロー

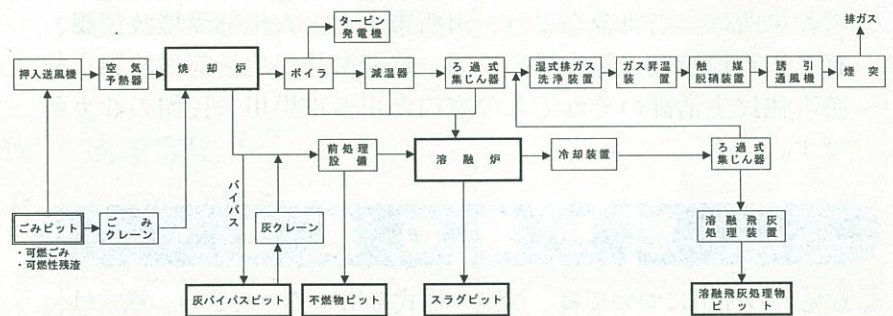


図 2-3 焼却施設の処理フロー

#### 2.3.3 事業予定

工事は、準備期間を経て平成 16 年度から約 4 年間で、平成 20 年度から稼働開始する予定です。

#### 2.3.4 施設配置計画

施設配置計画は、図 2-4(1)(2) に示すとおり焼却施設、リサイクルプラザ、管理棟を造成区域西側(山側)にまとめ、周辺に道路、緑地を設ける計画となっています。

#### 2.3.5 排水処理計画

施設からの排水は適切に処理した後、公共下水道へ放流します。また、施設配置部分の雨水は再利用に努めるとともに、適切に処理し田尻川へ放流します。

#### 2.3.6 車両通行計画

工事関係車両、廃棄物運搬車両は県道野間出野一庫線を通じて事業区域へ出入りします。

#### 2.3.7 残存緑地

事業の実施に伴い、現存植生及び野生生物種の生息環境が消失することから、自然環境の保全を目的として十分な残存緑地を確保し、かつ良好な森林として維持管理をおこなっていきます。